

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十七号

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県営住宅設置、整備及び管理条例

「第二章 設置（第三条）」

目次中「第二章 設置（第三条）」を

第二章の二 公営住宅等の整備（第三条の二―

第三条の十七）」に改める。

第一条第一項中「設置」の下に「整備」を加え、同条第二項中「管理」を「整備及び管理」に改める。

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公営住宅等 公営住宅及び共同施設をいう。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 公営住宅等の整備

（公営住宅等の整備基準）

第三条の二 法第五条第一項及び第二項の条例で定める整備基準については、この章の定めるところによる。

（快適で魅力ある地域社会の形成）

第三条の三 公営住宅等は、その周辺地域における快適で魅力ある地域社会の形成に資するように考慮して整備する。

（良好な居住環境の確保）

第三条の四 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者（同居者を含む）

第三条の六、第三条の十四及び第三条の十五において同じ。）及び駐車場の使用者その他の共同施設の利用者が便利で快適に居住し、又は利用できるように整備する。

（費用の縮減への配慮）

第三条の五 公営住宅等は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して建設する。

（位置の選定）

第三条の六 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）は、災害の発生のおそれが多い土地及び居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避けるとともに、その位置は、入居者の日常生活の利便を考慮して選定する。

（敷地の安全等）

第三条の七 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じる。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設ける。

（住棟等の基準）

第三条の八 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境を確保するよう考慮して配置する。

（住宅の基準）

第三条の九 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じる。

2 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じる。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じる。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じる。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じる。

（住戸の基準）

第三条の十 公営住宅の一戸の床面積の合計は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設ける。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障がないようにするために必要な措置を講じる。

（住戸内の各部）

第三条の十一 住戸内の各部には、高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことがで

きるための措置を講じる。

(共用部分)

第三条の十二 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じる。

(附帯施設)

第三条の十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設ける。

(児童遊園)

第三条の十四 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第三条の十五 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第三条の十六 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び向上に資するように考慮したものとする。

(通路)

第三条の十七 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置する。

2 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路を設ける。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項中「広島県営住宅設置及び管理条例」を「広島県営住宅設置、整備及び管理条例」に改める。